

(非公式訳)

投資委員会布告

第Sor. 4/2561号

件名：人工知能を活用した物流センターの投資奨励

E-commerce及びE-logistics事業の拡張に対応でき、タイ国を東南アジア域内における貿易の中心地に発展させるため、投資委員会は仏暦2520年（1977年）投資奨励法第16条の第2段落の権限に基づき、仏暦2557年（2014年）12月3日付投資委員会布告第2/2557号巻末の投資奨励対象業種表の7類に下記の文章を追加し、業種、条件、恩典を以下の通り定める。

業種	条件	恩典
7.33 人工知能を活用した物流センター	<ol style="list-style-type: none">1. 自動倉庫および入出庫管理システム(Automatic Storage and Retrieval Systems: ASRS)や情報技術システムなどの高度技術を使用するコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。2. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が10億バーツ以上であること。3. 奨励証書発行日から3年以内で以下の条件を満たすこと。<ol style="list-style-type: none">3.1 情報処理のため、国内にあるData Center（データセンター）若しくは、Co-location（共同設置場所）を利用すること。3.2 プロジェクトの従業員の内20%以上は工学、人工知能、データサイエンスなどの理工科関連からの大学卒業以上のタイ人であること。3.3 委員会が同意した十分な現地の人材の参加を有し、タイでデータ分析またはデジタル取引関連のデータ管理を行うこと。3.4 委員会が同意したBig Data（ビッグデータ）、Data Analytics（データアナリティクス）などの高度技術の研修を行うこと。3.5 研究開発若しくは、委員会が同意した国内の教育・研究機関との連携による技術協力を行う	A2

	<p>こと。</p> <p>3.6 法人所得税免除対象収入は（交通費用及び税関手続き関連の費用を除く）国際物流サービスから得た収入のみであること。</p>	
--	---	--

仏暦2561年（2018年）8月3日より有効となる。

布告日： 仏暦2561年（2018年）8月3日

陸軍大将

（プラユット・チャンオーチャー）

投資委員会委員長